

わが国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画 (案)

1. 序

2002年12月の国連総会において、2005年から2014年までの10年間に「国連持続可能な開発のための教育の10年」とすることが決議されました。

これを受けて、政府は、2005年12月、「国連持続可能な開発のための教育の10年」に係る施策の実施について、関係行政機関相互間の緊密な連携を図り、総合かつ効果的な推進を図るため、「国連持続可能な開発のための教育の10年」関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」）を内閣に設置しました。

連絡会議では、各方面から寄せられた意見等にも十分に配慮しつつ検討を進め、わが国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」に関する実施計画を定めました。

政府としては、関係府省が連携してこの実施計画に掲げられた諸施策を着実に実施することにより、持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development 以下「ESD」）の積極的な推進を図り、もって、あらゆる人々が、質の高い教育の恩恵を享受し、また、持続可能な将来と社会の変革のために求められる価値観、行動、及びライフスタイルを学び、各主体が持続可能な社会づくりに参加する世界を実現することを期するものです。

2. 基本的考え方

(1) 経緯

1987年、ブルントラント・ノルウェー首相（当時）を委員長とする「環境と開発に関する世界委員会」が公表した報告書「われら共有の未来（Our Common Future）」の中心的な考え方として、「将来の世代のニーズを満たしつつ、現在の世代のニーズも満足させるような開発」という「持続可能な開発」の概念が取り上げられました。

1992年に開催された国連環境開発会議（地球サミット）においては、持続可能な開発についての国際的な取組に関する行動計画である「アジェンダ21」が採択され、この「アジェンダ21」の第36章「教育、人々の認識、訓練の推進」の中で持続可能な開発のための教育の重要性とその取組の指針が盛り込まれました。その後、国連持続可能な開発委員会において国連教育科学文化機関（以下「ユネスコ」）が中心となり、持続可能な開発のための教育のあり方について検討が進められました。

2002年に開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）の実施計画（以下「持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画」）を交渉する過程で、わが国は、国内のNPOから提言を受け、「持続可能な開発のための教育の10年」（以下「ESDの10年」）を提案し、各国政府や国際機関の賛同を得て持続

可能な開発に関する世界首脳会議実施計画に盛り込まれることとなりました。これを受け、わが国より、2002年の第57回国連総会に、2005年からの10年間をESDの10年とする旨の決議案を提出し、満場一致で採択されました。わが国は、2003年の第58回国連総会、2004年の第59回国連総会においてもESDの10年を推進するための決議案を提出し、それぞれ採択されました。これらの国連決議に基づき、ESDの10年の推進機関として指名されたユネスコにより国際実施計画が策定され、2005年9月に承認されました。

(2) 持続可能な開発のための教育とは

(イ) 持続可能な開発

持続可能な開発とは、将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、現在の世代のニーズを満たすような社会づくりのことを意味しています。これは、すべての人が公平に、健康で文化的な生活を営むために必要な開発を世界が協調して取り組み、かつ、その開発を資源の有限性、環境容量の制約、自然の回復力などを意識した節度あるものとし、将来世代へと持続する社会づくりとするものです。世代間の公平、地域間の公平、男女間の公平、社会的寛容、貧困削減、環境の保全と回復、天然資源の保全、公正で平和な社会などが持続可能性の基礎となります。環境の保全、経済の開発、社会の発展を調和の下に進めていくことが持続可能な開発です。

(ロ) ESDの目標

持続可能な開発のための教育の目標は、すべての人が質の高い教育の恩恵を享受し、また、持続可能な開発のために求められる原則、価値観及び行動が、学校等の公的教育のみならず企業内研修、地域活動等を含めたあらゆる教育や学びの場に取り込まれ、環境、経済、社会の面において持続可能な将来が実現できるような行動の変革をもたらすことです（以下を含め、「社会」を文化の面も含めた広い意味で使います。）

(ハ) 取り組むべき分野

取り組むべき分野は、それぞれの国の状況や事情により異なります。開発途上国では、引き続き貧困撲滅が最優先課題であり、持続的成長、個々人の生活水準と福祉の向上（保健衛生、基礎教育、人権、難民問題等への取組）及び人間の安全保障の実現等が緊急の課題です。また、こうした諸問題の大きな背景をなす、国内や地域の平和と安全、ガバナンス等の改善も必要です。先進国においては、資源の利用や環境保全等が優先的な課題です。また、世界の社会経済は、相互に結びついており、各地域や国がお互いの課題について理解し、協調して取り組むことが必要です。

(3) わが国の実施計画

(イ) わが国の実施計画の位置づけ、内容

ESDは、わが国の提案により、世界的に取り組まれることとなったため、政府としては、この実施計画に基づき国内外における施策を推進し、国内及び世界の取組をリードしていきます。また、ESDにより「人づくり」と「地域づくり」が一体として進むよう、各地域で各主体が連携して、適切な役割を担うことができるよう実施の指針を明らかにするとともに、各主体に期待する事項を示します。

具体的には、政府は、この実施計画の「3. ESD実施の指針」に示すような指針に基づき施策を推進します。また、多様な主体による取組についても、この指針に基づいて行われるよう周知していきます。具体的な施策については、「4. ESDの推進方策」において、政府が自ら主体として実施する措置を示すとともに、各主体が連携して適切な役割分担の下に進めていけるよう各主体に期待する役割を明らかにし、その上で、各主体の取組を促進・支援するための施策を示します。さらに、国際協力の推進について示し、世界においてリーダーシップを発揮するための具体的な取組を示します。

(ロ) 最終年までの目標

ESDの積極的な推進により、一人一人が、世界の状況や将来の世代と、現在の社会や自分との関係を見つめ、自らが生きる社会を持続可能な社会とすべく、その社会づくりに参画するようになることを目指します。

また、教育機関、NPO（以下も含め、公益法人等、非営利でかつ公益を目的とする組織を含む広義のNPOを意味します。）、事業者、行政等が、それぞれの活動に、持続可能な社会づくりのための行動を織り込むことを目指します。

さらに、各地域において様々な主体が連携しつつ、それぞれの地域の文化、産業、自然、歴史等を踏まえた、持続可能な地域づくりを行うことを目指します。

これらの取組を通じて、日本社会が持続可能な社会に近づき、また各主体が、世界の中の一員として、地域、国、国際レベルで行動し、必要な役割を担うようになることを目指します。

(ハ) わが国が優先的に取り組むべき分野

(2)(イ)で掲げた世代間の公平、地域間の公平、男女間の公平、社会的寛容、貧困削減、環境の保全と回復、天然資源の保全、公正で平和な社会については、それぞれわが国においても取り組むことが必要です。

これらの課題の中で、わが国を含む先進国に何よりもまず求められるのは、社会経済システムに環境配慮を織り込んでいくことです。具体的には、大量生産・大量消費・大量廃棄に基礎を置く生活スタイルや産業構造を転換し持続可能な消費・生産パターンを定着させることや生物多様性を確保することなどです。これは、環境的側面から

持続可能であるために、経済、社会の側面についても健全で持続的な社会経済です。

例えば、地域の自然資源の活用を促進することにより、地域経済の向上と環境保全の両面からの地域社会の向上が期待されます。また、この取組に地域の多様な主体が参加することにより、地域コミュニティの関係性が向上し、地域で顔の見える関係性が構築される結果、地域福祉の向上にもつながる等の好循環が期待されます。このように実際の取組の現場では、個別の分野ごとの向上だけではなく、環境、経済、社会の面が統合的に向上することが求められます。環境は、私たちの生活や産業の基盤であり、環境が健全であることが健康で文化的な暮らしには必須です。私たちは、経済活動をし、社会の一員として生きているため、環境的側面に加え、経済的にも、社会的にも健全で持続的であることにより、持続可能な開発のための取組が、継続的で、広がりを持つ取組となります。

一方、国際的な視点からは、世界規模で持続可能な開発を図る上で不可欠な開発途上国の直面する諸問題に対する理解の強化と開発途上国の諸主体との連携及び協力の強化が、先進国として求められる点です。

また、先進国における消費・生産活動をはじめとする社会経済活動と、開発途上国における持続可能な開発に関わる貧困等の諸問題は、相互に密接につながっており、これらについても統合的に扱っていくことが重要です。

このため、政府としては、わが国のESDについて、先進国が取り組むべき環境保全を中心とした課題を中心に、環境、経済、社会の統合的な発展について取り組みつつ、開発途上国を含む世界規模の持続可能な開発につながる諸課題を視野に入れた取組を進めていくこととします。

ESDの取組は、すべてが新しいというものではありません。ESDは、地域に根ざしていること、多様な主体が連携して行うこと、学際的であること等の原則に基づいた教育であり、また、持続可能な開発に関する知識を増やすのみではなく、社会における実践性を重視して、批判力や問題解決能力等の技能、公平性や多様性等の価値観を育む教育です。上記のような分野を通じて、今まで取り組んできた教育を発展させることによりESDの実践が可能となります。

3. ESD実施の指針

(1) 地域等の特性に応じた実施

ESDの実施に際しては、教育を受ける個人に近い地域において、地域の特性に応じた実施方法を開発し、発展させることが重要です。

(2) 教育の場、実施主体

ESDは、政府や地方公共団体だけが実施するものではなく、個々人の意識に影響を与えるあらゆる場で実施されることが重要です。

このため、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学等の学校教育の場、公民館や博物館等の社会教育の場、さらには職業訓練校等のような公的機関にとどまらず、地域コミュニティ、NPO、事業者、マスメディアなど、あらゆる主体が実施主体となることが重要です。

(3) 教育の内容

環境教育や開発教育をはじめ平和、人権等のESDの対象となる課題について、学校では、既に社会科、理科、家庭科等の各教科や総合的な学習の時間等において取り扱われており、また、社会教育施設や地域活動等においても、扱われてきました。また、学校、社会教育施設、NPO活動、企業内研修等において、環境教育、国際理解、消費者教育、キャリア教育、食育等を実施している指導者は、すでに各分野の教育の技能を有しています。

しかしながら、ESDでは、これら個別の取組のみではなく、様々な分野をつなげて総合的に扱っていくことが必要です。そのためには、各分野を専門領域とする者が互いに学び合い、各分野を共有することも大切です。このような視点に立つことにより、小中高校においては、各教科や総合的な学習の時間との関係に留意しつつ、ESDに関する教育を実施することが可能です。さらに、社会教育や地域活動においても、個別の課題のみならず他の分野とつなげ、関わり合うことにより、ESDへと発展させることが可能となります。すなわち、ESDにおいては、様々な課題の取組をベースにしつつ、個別の分野にとどまらず、環境、経済、社会の側面から学際的に扱うことが重要です。

(4) 学び方・教え方、育みたい力

学び方・教え方については、「関心の喚起 理解の深化 参加する態度や問題解決能力の育成」を通じて「具体的な行動」を促すという一連の流れの中に位置づけることが大切です。これらの過程では、単に知識の伝達にとどまらず体験、体感を重視して、探求や実践を重視する参加型アプローチとすることが大切です。これらを通じて、学習者の参加する態度や問題解決能力を育み、参加する機会の提供にも努めることが必要です。特に、高校や大学等の中等教育、高等教育においては、仕事や活動の現場で、必要な知識や技能を習得させるオンザジョブ・トレーニング(on-the-job training)により、具体的な実践を通じて学ぶという方法も効果的です。

育みたい力については、問題や現象の背景の理解、客観的かつ多面的なものの見方を重視して体系的な思考力を育むこと、批判力を重視して代替案の思考力を育むこと、データや情報を分析する能力、コミュニケーション能力の向上を重視することが大切です。

また、人間の多様性の尊重、非排他性、機会均等、環境の尊重といった持続可能な開発に関する価値観を培うことも重要です。

(5) 多様な主体の連携

国全体としてESDを推進するに際しては、各主体の自発的な取組を連携させることが重要であり、同分野内、異分野間、地域間、中央と地方の間の連携と国際的な連携の強化が必要です。この際、異なる主体間をつなぐコーディネート能力、多様な主体のそれぞれの特徴と地域の資源や状況を踏まえて活動や組織を構築するプロデュース能力を持つ人材や組織が必要となります。

各地域においては、大学や教育委員会その他の教育関係組織、社会福祉協議会や地域のNPO等が、教育現場と地域の人材や施設、活動の場をつなげることが期待されます。学校教育においては、教員がコーディネート能力を持つようになることも必要です。

(6) 評価

ESDの取組を広め、効果的なものとさせるため、ESDを実践する主体は、企画し、実践し、評価し、それを次の活動の改善にいかすという過程を重視して行うことが大切です。

4. ESDの推進方策

政府は、可能な限り関連する施策に持続可能な開発を織り込むとともに、ESDがあらゆる場所で多様な主体により取り組まれるよう、下記について実施又は促進することにより、国内実施をリードする役割を担います。これらの実施及び促進のため、具体的には、別表に掲げる施策を推進します。

(1) 初期段階における重点的取組事項

2014年までのESDの10年の最初の段階では、わが国において、ESDが認知され、ESDに取り組むための推進体制が確保されるよう、特に以下の取組を推進します。政府としては、関係府省が実施計画に掲げられたESDに関する諸施策を着実に推進するほか、連絡会議を随時開催し、実施計画の取組状況の検証、関係府省における情報共有及び必要な政策調整を行い、関係府省が緊密に連携してESDに取り組むよう努めます。

(イ) 普及啓発

ESDは、教育現場をはじめ地域活動の場等においても、ほとんど認知されていません。ESDは全く新しい取組ではなく、既存の教育の延長線上にあります。ESDについてわかりやすく説明し、あらゆる教育現場においてESDについて理解される必要があります。

このため、まずは、ESDについてあらゆる教育関係者や地域活動の実践者への理解が広まるように普及啓発を推進します。また、政府の取組のみでは、あらゆる現場

へESDが広がることは不十分であることから、普及啓発については、多様な主体との連携に留意して進めます。

(ロ) 概念整理、地域での実践

ESDは、様々な考え方を包含しているため、理解されにくい面があります。このため、今後、ESDの内容や進め方については、引き続き研究を進め、多様な主体の取組を踏まえて概念の整理に努めます。

一方で、各地域では、地域特性に応じた教育や各種の地域課題を解決するための活動等が実践されています。これらの取組の中で、持続可能な地域づくりを目指したESDの取組により、地域特性に応じた取組方法が明らかになってくるといふ側面もあります。また、概念整理をして、その概念について普及するという方法だけではなく、地域における実際の取組経験の共有を通じて、現場レベルでの連携・協力が進むとともに、他の地域にも同様な取組が広がります。例えば、国連大学においては、そのような地域における連携・協力を促進するための仕組みとして、わが国とも連携しつつ地域の拠点づくりを提唱・推進しています。また、そのような地域特性に応じた様々な取組の中から変革が始まり、持続可能な地域が形成されることが期待されます。このため、ESDの推進については、地域に立脚した取組を重視し、地域における先進的な取組に対する支援を行います。

(ハ) 高等教育機関における取組

ESDの10年における最初の段階では、高等教育機関の役割は、特に重要です。大学や大学院に対しては、各分野の専門家を育てる過程で、ESDに関連した教育を取り入れる取組を促進します。また、世界やわが国が持続可能な社会を構築するための調査研究を実施する機関としての役割、各地域における主要な取組主体の一つとしての役割等を果たすことができるよう取組を支援します。

(2) 国内における具体的な推進方策

(イ) ビジョン構築、意見交換

持続可能な開発に関連する様々な基本方針や計画に、持続可能な開発の観点が位置づけられることにより、様々な場で持続可能な開発に関連した教育や実践活動が促進されることが期待されます。環境基本計画、食料・農業・農村基本計画、エネルギー基本計画、社会資本整備重点計画、消費者基本計画等の関係する各種の計画等には、持続可能な開発の観点が盛り込まれています。今後、新たに策定される関連する計画等についても、可能な限り持続可能な開発の観点を盛り込むよう努めます。さらに、持続可能な開発に関する各種の計画等の内容を踏まえた持続可能な社会の姿を検討し、国民にわかりやすく伝えるよう努めます。

また、この連絡会議のもとに、学識経験者、教育関係者、NPO、企業等の関係者との意見交換の場として円卓会議を随時開催し、ESDの推進方策について意見交換を行います。

(ロ) 協議による政策決定、関係者の主体性の促進

政策決定において、あらゆる主体から幅広く意見を聴くことは、その政策をより質が高く、信頼されるものとするのに有効です。さらに、関係するあらゆる主体への情報提供により、各主体が持続可能な開発に対して自ら学び、考えを持つようになります。このため、持続可能な開発に係る政策については、可能な限り早い段階からの市民参加プロセスを始動させます。関係者が政策についての情報を得やすくするため、持続可能な開発に係る調査や研究等については、可能な限りホームページ等に掲載して、アクセス性を向上させます。

(ハ) パートナーシップとネットワークの構築・運営

実施計画に掲げられたESDに係る諸施策については、連絡会議を随時開催し、関係府省が緊密に連携して着実に実施します。

また、学校、社会教育施設、NPO、事業者等とのパートナーシップにより、ESDを様々な教育現場や地域活動の現場等に広めることが可能となります。このため、関係府省は、ESDに係る施策の実施に際しては、様々な主体とのパートナーシップやネットワークの構築に努めます。

地域におけるESDのコーディネートやプロデュースの手法について実践的に検討します。また、地域においてコーディネーターやプロデューサーの役割を担う人材を育成します。さらに、人づくりのみならず、地域においてコーディネート等を推進するための仕組みを検討し、地域における組織づくりについても進めます。

(ニ) 能力開発、人材育成

政府で行われている様々な研修においてESDに関する講座の充実に努めます。

学校教員の資質の向上のため、都道府県教育委員会等の指導主事等を対象に、研修を行い、受講した指導主事等がこれらの内容を踏まえた研修等を各地で行えるようにします。この研修においては、ESDの概念や指針についても取り扱うとともに、指導計画の作成、外部人材の活用の在り方等について研修を行うよう努めます。

ESDを実践できる指導者育成に努めるとともに、ESDの実践を指導できる指導者情報等の提供を進めます。また、地域で環境に関する活動を実践しているリーダーと教員と一緒に受講できる研修等を実施し、この中でもESDに関する内容をとり上げるよう努めます。

企業内研修において、従業員が持続可能な開発に即した事業に関する研修を行うこ

とが大切です。このため、企業内研修プログラム等事業者に対して参考となる情報の提供に努めます。

なお、大学の教職課程において、E S Dに関する内容を積極的に取り上げるとともに、実践的な指導方法が教授されるよう促します。

以上のような取組を推進し、持続可能な社会づくりの担い手となる人材育成に努めます。

(ホ) 調査研究、プログラム開発

E S Dに関する調査研究を奨励します。また、新しい取組の実践や事例発表等を行います。これらの取組を通じて、既存のプログラムや教育の発展を促進するとともに、多くの教育者がE S Dについて理解し、実践できるように努めます。

E S Dのプログラムは、地域の実情に応じて地域に根ざしたものとすることが適当です。このため、地域の特性を踏まえた持続可能な地域づくりに関する調査研究を奨励し、地域におけるプログラム開発等について支援します。その際、調査研究結果を地域の教育カリキュラムへの反映・活用することについても検討します。また、E S Dの効果についてのデータ収集等に努めます。

(ヘ) 情報通信技術の活用

I T技術は、エネルギーや資源を節約しつつ、多くの人々に情報を発信でき、また、多くの地点における観測データ等の集約にも便利であるため、その効果的な活用を推進します。

また、インターネットは、調べ学習の活用や、E S Dの資源や教材についての情報提供を行いやすいことから、E S Dに係る情報を積極的に発信します。

(3) 各主体に期待される取組

E S Dは、多様な主体が、それぞれの立場で取り組むことが重要です。各主体は以下のような取組や役割が期待されます。政府は、これらを促進するよう施策を実施します。

(イ) 国民、家庭

2014年までの10年間の取組において、最も大きな目標は、国民一人一人の意識と行動の変革です。そのためには、最も身近である家庭の日常生活における取組から始めることが重要であり、以下のような取組や役割が期待されます。

- ・ 「スローライフ」や「LOHAS」の考え方が広まり日々の暮らしの中にかされること、また、グリーン購入やフェアトレード商品の購入に心がけること、省エネ型の暮らしの実践、木材資源の循環的利用などライフスタイルを転換するこ

と。

- ・ 家庭、学校、保育所、地域等社会の様々な分野において国民運動として食育を推進し、国民一人一人が健全な食生活を実践すること
- ・ 各家庭において、ものや環境を大切に作る心や国内外の各地域との関係性について伝えあうこと。
- ・ 環境保全活動、国際交流活動、その他の地域の諸課題に関する活動などに参画すること、様々な政策決定過程に積極的に参画することにより、よりよい地域づくり、社会づくりに参画すること。

(ロ) 学校

幼稚園から大学まで、教育活動の全体を通じて、発達段階に応じてE S Dに関する教育を実施することが期待されます。具体的には以下のような取組や役割が期待されます。

- ・ 小中高校においては、各教科や総合的な学習の時間等における学校の教育活動全体を通じて進めること。また、異なる学年や小中高等学校等との連携、地域社会等との連携にも配慮し、総合的な取組とするよう配慮すること。
- ・ 自然体験、農山漁村などにおける体験活動、職業体験その他多様な体験活動を促進すること。
- ・ 学習や生活の場としての学校施設を環境に配慮したものとする。また、整備された学校施設を教育に活用すること。
- ・ 大学等の高等教育機関においては、各大学の特性に応じ持続可能な開発のための教育及び研究を行うこと。また、E S Dの優れた教材やカリキュラムの開発に努めるとともに、それらの成果を教育の場で活用すること。

(ハ) 地域コミュニティ

地域コミュニティは、地域の自然や文化等の特性を踏まえた活動が行われています。地域に立脚した取組の推進のためには、地域を構成している各種の地域コミュニティの役割はとても重要になってきます。地域における諸活動を活用し、老若男女様々な者の参加を通じて、以下のような取組や役割が期待されます。

- ・ 子育て、まちづくり活動、お祭り、地域課題に対処するための活動など様々な活動を有効的に活用すること。また、これらの取組において、教育機関、N P O、事業者等と連携すること。

(ニ) N P O

自発的に、共通の課題に対する意識を持った者が集まり、活動を行っているN P Oは、E S Dの実施主体として最も期待される主体の一つです。N P Oは、不特定かつ

多数の者の利益、公益の増進が活動目的です。持続可能な開発は、ある特定の者にとつての利益の増進ではなく、社会全体が、環境、経済、社会の面から発展することで。そのため、持続可能な社会づくりは、NPO活動と合致していると言えます。具体的には以下のような取組や役割が期待されます。

- ・ 環境保全、福祉の増進、まちづくり等各NPOが持つ個別のテーマのみならず、異分野と関わり合いながら活動を行うこと。政策提言活動、普及啓発活動、体験活動等の活動の中にESDを取り入れ、持続可能な社会づくりを意識した活動を行うこと。
- ・ 各活動のテーマの専門性をもちつつ、ESDについて指導を行うこと。
- ・ 多様な主体が連携した取組が促進されるよう、各地域においてプロデューサーやコーディネーターの役割を担い、学校教育、社会教育、企業内教育、地域活動等が連携したESDの取組を広げること。
- ・ ESDの指導者、コーディネーターやプロデューサーの育成を行うこと。
- ・ ESDの推進手法について、実践例を踏まえて研究・調査し、普及すること。

(ホ) 事業者、業界団体

私たちが直面している地球温暖化問題、廃棄物・リサイクル問題、化学物質管理問題など様々な環境問題を克服し、持続可能な開発を実現していくためには、環境と経済が統合的に向上する社会の構築に向けた取組が必要です。そのためには、持続可能な開発を意識した事業活動により、関連する多くの主体における一人一人のESDに関する意識の向上が重要です。事業者や業界団体は、製品、サービスや情報の提供、消費者や取引先、従業員、地域とのつながり、国際的な展開など、多様なネットワークによりESDにおいても大きな役割が期待されます。

また、近年では、事業活動において、社会的責任の観点から、環境、経済、社会の三つの要素を基盤として、事業活動を展開するなど、環境や社会への配慮した事業活動も広がりつつあります。

これらを踏まえ、事業者や業界団体には、以下のような取組や役割が期待されます。

- ・ 環境、経済、社会の三つの要素を基盤として、国内外において持続可能な開発に合致した事業活動を行うこと。
- ・ 企業内教育にESDを取り入れること。
- ・ 事業者・団体が持つ様々なネットワークを通じて、ESDのノウハウの拡大を図ること。
- ・ 学校、社会教育施設、NPO、地方公共団体など多様な主体と連携し、地域活動等に協力すること。
- ・ 専門性をいかして、学校教育、社会教育、地域活動等へ人材を提供すること。また、土地や施設を提供しESDに活用すること。

(ヘ) マスメディア

マスメディアは、広く国民にESDに関する情報を伝えることが可能です。例えば、環境問題については、多くの国民が、新聞やテレビから情報を得ています。そのため、具体的には以下のような取組や役割が期待されます。

- ・ 新聞、テレビ等を活用し、地球規模の話題から地域に密着した話題まで、ESDに関する情報提供を継続的に行うこと。全国の推進事例の紹介や各地域での具体的な活動への参加情報等を提供すること。
- ・ イベントの開催、支援等により、ESDの普及の機会を提供すること。

(ト) 教員訓練機関

教員がESDに関する知識や技能を有していることにより、児童生徒への効果的なESDが可能となるため、教員訓練機関には以下のような取組や役割が期待されます。

- ・ ESDに係る教員の指導力の向上、授業の改善や充実のための研修を行うこと。この際、指導計画の作成、外部との連携手法、探求性や実践性を重視した教授法等についても取り上げること。
- ・ 大学の教育学部等の教職課程において、ESDについて積極的に取り上げるとともに、実践的な指導方法を教授すること。

(チ) 公民館、図書館、青少年教育施設等の社会教育施設

公民館は、地域の多様な主体が集まり、教育を通じた様々な交流の場ともなっています。また、地域の拠点としての性格も有しています。図書館については、関連する図書の貸し出しのみならず、地域の自然や文化に関する資料の蓄積があり、ESDの取組の中で、有効に活用していくべきものです。また、各地域にある青少年教育施設では、持続可能な社会づくりに、責任ある行動をもって参加できる青少年の育成を推進することが期待されます。これらの社会教育施設には、以下のような取組や役割が期待されます。

- ・ ESDの場や機会を提供すること。
- ・ 地域におけるESDの拠点の役割を担うこと。様々な主体をつなぎ、コーディネーターやプロデューサーの役割を担うこと。
- ・ ESDについて指導やコーディネート、プロデュースできる者の育成を行うこと。

(リ) 地方公共団体

地方公共団体は、地域の諸課題を地域の多様な主体とともに解決する役割を有していることから、地域におけるESDの推進について大きな影響力を有しており、以下のような取組や役割が期待されます。

- ・ 地域の総合計画をはじめとする各種の計画に持続可能な開発の考え方を織り込むこと。また、ローカルアジェンダを改定して、持続可能な地域づくりに取り組むこと。
- ・ 地域の様々な主体に対してE S Dの機会の提供をすること。また、地域に根ざしたプログラム策定を促進すること。
- ・ E S Dに関する施策の実施に際しては、教育委員会等の教育関連部局、環境部局、都市部局、農林水産部局、公営企業等が連携して行うこと。
- ・ 地域内の多様なE S Dの取組について情報を発信し、地域内の関係者の連携やネットワーク化を進めること。この際、地域の中で教育関連機関、N P O、事業者等をつなぐコーディネーターの役割、地域の諸活動や地域の諸課題との関連性の中で、様々な主体を巻き込んで活動や事業を構築するプロデューサーの役割も担うこと。
- ・ 地域間の連携を促進すること。

(4) 国際協力の推進

わが国の提案によりE S Dが世界レベルで取り組まれることになった経緯を踏まえ、国際社会においてE S Dの取組が推進するよう積極的に貢献します。開発途上国においては、持続可能な社会を構築する上で、持続的成長を通じた貧困削減が最優先課題です。また、各国の貧困をはじめとした諸課題が解決され、平和で持続的な国際社会が構築されることは、わが国の安全と繁栄の確保にも資するものです。このため、わが国は、先進国の一員として積極的な国際協力を推進します。

(イ) 国連関連機関等との連携・協力

ユネスコ、国連開発計画(U N D P)、国連環境計画(U N E P)、国連大学等への拠出金などを通じ、セミナーの実施、調査・研究、教育プログラムの作成、専門家育成などのE S D関連事業の実施を支援します。また、国連総会やユネスコ総会においてE S Dの1 0年の推進に貢献します。

(ロ) アジア地域を中心とした地域レベルの協力の推進

A S E A N + 3、アジア協力対話(A C D)、日A S E A N協力、日中韓三カ国環境大臣会合(T E M M)、国連アジア太平洋経済社会委員会(E S C A P)等の枠組みを活用し、対話やワークショップの実施など、地域レベルの協力を推進することにより、教育プログラムの作成や各国のE S D実施計画の策定に協力します。

(ハ) 開発途上国における人づくり等への支援

E S D関連プロジェクトの実施、専門家等の派遣、国内外の研修等を通じ、開発途

上国において持続可能な開発を担う人材の育成に貢献します。また、国内において、開発途上国への支援を担う人材育成に努めます。さらに、その他のODA事業についても持続可能な開発の考え方に沿って実施します。

(二) 各主体との連携、民間団体の取組の支援

国際協力については、NPO、事業者等の民間団体の役割が大きくなってきています。このため、政府の国際協力については、民間団体と緊密に連携して進めます。特に、現地の事情に精通した民間団体等との連携を図りながら、現地のニーズを十分に把握し、効果的な実施に努めます。

また、民間団体による取組の推進のため、民間団体に対する既存の支援策を引き続き活用するとともに、支援策の充実及び強化を図ります。

(ホ) 国際社会への情報発信

わが国の国際協力の取組について、国際会議や地域レベルの会議等を活用し、国際社会に積極的に発信していきます。

5. 評価と見直し

(1) 評価

ESDの実施した結果の効果について、どのように評価していくのか検討する必要があります。ESDの取組が広がり、各主体の意識や行動が変化し、わが国や世界が持続可能な社会に近づいていることについて、評価していく必要があります。この評価については、現在ユネスコにおいても検討されており、それらの検討内容を踏まえ、国内における評価方法について検討します。

(2) 中間年までの目標と見直し

2010年(中間年)の見直しまでの間は、優先的に取り扱うべきとされた環境と開発に関する課題を中心に、環境、経済、社会の三つの要素を基盤としつつ取り組み、持続可能な生産・消費パターンが定着し、生物多様性の保全、持続可能な開発に係る理解と行動があらゆる場で定着する社会を目指すこととします。これらを踏まえ中間年の見直しにおいて、必要に応じさらに幅広い課題について検討します。

(3) 最終年における評価

2014年末に10年全体の評価と、以後の検討を行います。

別表

(1) 初期段階における重点的取組事項

2014年までの10年間の取組のうち、初期段階において特に重点的に実施すべきとされた事項について、以下の施策を推進します。

項目	施策内容	実施時期	担当府省
(イ) 普及啓発	あらゆる機会を通じた普及啓発 関連する都道府県等の行政職員を対象とした会議、市民向けの説明会等を通じて、ESDの10年やこの実施計画についての説明を行う。	平成18年度以降継続的に実施	外務省 文部科学省 環境省 関係府省
(ロ) 概念整理、 地域での実践	地域ボランティア活動推進事業(地域教育力再生プラン) 地域の教育力の再生を図るため、地域におけるボランティア活動促進のための多彩なプログラム開発を行う事業を実施し、ボランティア活動の全国的な展開を推進する。	平成18年度以降継続的に実施	文部科学省
	省庁連携子ども体験型環境学習推進事業 子どもたちの豊かな人間性をはぐくむため、関係省庁と連携して、地域の身近な環境をテーマに、子どもたちが自ら企画し、継続的な体験学習を行う事業の実施を通して体験型環境学習を推進する。	平成18年度以降継続的に実施	文部科学省 環境省 農林水産省 国土交通省
	こどもエコクラブ事業 子どもたちが地域において自主的な環境保全活動に参加する機会を提供するため、全国の子どもたちを対象として「こどもエコクラブ」の結成、登録を呼びかけるもので平成7年度から実施。登録されたクラブ及びそのサポーター(大人)に対しニュースレターの配付等により、環境情報の提供等を行う。	平成18年度以降継続的に実施	環境省

<p>里地里山保全・再生モデル事業調査</p> <p>モデル事業地域（４地域）において、地元都道府県、市町村、NPO、住民、専門家、関係行政機関等と連携し、地域戦略を作成。地域戦略に基づき、関係省庁を含む各主体が連携して、里地里山の保全を図るモデル事業を実施し、取組内容を全国に発信することにより、全国各地の様々な主体による里地里山保全活動を促進。</p>	<p>平成１８年度以降継続的に実施</p>	<p>環境省</p>
<p>子どもパークレンジャー事業</p> <p>子どもたちが自然保護や環境保全の大切さを学ぶため、全国各地の国立公園等において、自然保護官の行う環境保全活動等に参加する事業を実施</p>	<p>平成１８年度以降継続的に実施</p>	<p>環境省 文部科学省</p>
<p>自然再生活動推進費</p> <p>自然環境情報や科学的知見等を収集整備し、その情報提供を行うとともに、自然再生協議会の円滑な実施を支援し、地域の自主的な取組による自然再生を推進する。</p>	<p>平成１８年度以降継続的に実施</p>	<p>環境省</p>
<p>いきづく湖沼ふれあいモデル事業</p> <p>水質浄化に向けた住民のより積極的な運動を喚起し、住民と行政が一体となった諸施策を講じるため、住民が主要な担い手となった、湖沼の直接浄化事業等をモデル事業として推進する。</p>	<p>平成１８年度以降継続的に実施</p>	<p>環境省</p>
<p>環境コミュニティ・ビジネスモデル事業等</p> <p>地域における企業、市民等が連携した先進的なコミュニティ・ビジネスを掘り起こし、その展開等を支援するとともに、その成果、課題等を評価し、環境教育の機会として活用するなど広く普及・啓発を行う。</p>	<p>平成１８年度以降継続的に実施</p>	<p>経済産業省</p>
<p>地域３Ｒ支援事業</p> <p>製品のエンドユーザーである生活者が、自ら積極的に３Ｒ（リデュース・リユース・リサ</p>	<p>平成１８年度以降</p>	<p>経済産業省</p>

<p>イクル)に取り組むことを促進するため、小中高生を含む地域市民への環境・リサイクル関連法に対する認知度の向上等を目的とする支援事業。</p>	<p>継続的に実施</p>	
<p>子どもの水辺再発見プロジェクト 教育委員会や市民団体等と連携して選定した水辺において、子どもたちの河川の利用を促進し、地域における子どもたちの体験活動の充実を図るため、情報発信や資機材の提供、環境教育を行う人材の紹介などについて支援するとともに、必要に応じて河川管理者が河川等の整備を行う。</p>	<p>平成18年度以降継続的に実施</p>	<p>国土交通省 文部科学省 環境省</p>
<p>海辺の環境教育 持続可能な社会の構築に向けて自然環境の大切さを、実際に自然に触れつつ学ぶ機会が強く求められている中、みなとの良好な自然環境を活かした、自治体やNPOなど地域が主体となる自然・社会教育活動等の場として海浜等の整備を行う。</p>	<p>平成18年度以降継続的に実施</p>	<p>国土交通省</p>
<p>水生生物を指標とした簡易水質調査 河川に生息する水生生物の生息状況は水質汚濁の影響を反映することから、これらを指標とした水質の簡易調査を通じて身近な自然に接することで環境問題への関心を高めるよい機会となることから、小学校や市民団体等の参加を得て昭和59年度から継続して全国水生生物調査を実施している。</p>	<p>平成18年度以降継続的に実施</p>	<p>国土交通省 環境省</p>
<p>身近な水環境の全国一斉調査 全国の市民団体等と国土交通省が協働で、全国一斉に統一された簡易的な手法で河川を中心とする身近な水辺の水質調査を毎年行い、その結果を地図上にわかりやすくまとめた水環境マップを作成するなど、身近な水環境に関する理解と関心を深める。</p>	<p>平成18年度以降継続的に実施</p>	<p>国土交通省</p>
<p>いきいき・海の子・浜づくり 文部科学省所管の教育関連施策と連携し、自然・社会教育活動等の場として安全で利用しやすい海岸づくりを行う。</p>	<p>平成18年度以降継続的に実施</p>	<p>国土交通省 文部科学省 農林水産省</p>

		実施	
(八) 高等教育機関 における取組	『サステナビリティ学連携研究』構想 東京大学が統括機関となり、東京大学、京都大学、大阪大学、北海道大学、茨城大学に研究拠点を形成し、その他の協力機関とともにサステナビリティ学分野のネットワーク型研究拠点「サステナビリティ学連携研究機構」を共同で構築する。	平成18年度以降継続的に実施	文部科学省
	環境に関する授業科目の実施状況調査 大学における教育内容等の改革状況に関する調査の一環として、大学における環境に関する授業科目等の実施状況についての調査を実施する。	平成18年度以降継続的に実施	文部科学省
	環境体験学習人材育成支援事業 大学等の教育機関及びNPO等民間団体の連携による一体的かつ総合的な環境体験学習の指導者等の人材育成方策を検討し、その結果をもとに具体的な指導者等の人材育成施策を展開する。	平成18年度から実施	環境省

(2) 国内における具体的な推進方策

関係府省は以下のESDに関する諸施策を推進し、国内の取組をリードする役割を担います。

項目		施策内容	実施時期	担当府省
(イ) ビジョン構築、意見交換	ビジョン構築	環境政策の超長期ビジョン策定 近年の地球温暖化、国際的相互依存の進展、日本の人口減少等の長期的趨勢の中で、今後の持続可能な社会の形成を目指すために、2050年頃の地球、アジア及び日本の環境を見通した超長期の展望を専門的な知見から検討し、それに基づく政策提言を行う。	平成19年度 までにとりまとめる。	環境省
	意見交換	円卓会議の開催 連絡会議のもとに円卓会議を随時開催し、学識経験者、教育関係者、NPO、企業等関係者との意見交換を行う。	平成18年度 以降継続的に実施	関係府省
(ロ) 協議による政策決定、関係者の主体性の促進	協議による政策決定	地球環境パートナーシッププラザ/環境パートナーシップオフィス・地方環境パートナーシップオフィスの運営 環境基本計画、環境省重点施策等に関する意見交換会を行い、あらゆる主体から幅広く意見を聴きつつ、環境施策を策定・実施する。	平成18年度 以降継続的に実施	環境省
		NGO/NPO・企業環境政策提言フォーラム開催、実践モデル事業調査 NGO/NPO等から政策提言を広く公募し、優れた提言について発表する環境政策提言フォーラムを開催するとともに、提言の実際の施策への反映を促進するために、優れた提言についてモデル的に事業化を実施。	平成18年度 以降継続的に実施	環境省
	調査・研究等へのアクセス性の向上	気候問題に関する知識の普及啓蒙 各種刊行物・パンフレットの作成や講演会等を通じて、気候問題に関する知識の普及を図る。	平成18年度 以降継続的に実施	国土交通省

		防災気象情報等に関する知識の普及啓蒙 各種刊行物・パンフレットの作成や講演会等を通じて、防災気象情報への理解の促進を図る。	平成18年度 以降継続的に 実施	国土交通省
(八) パートナー シップとネ ットワーク の構築・運営	各府省の連 携	E S Dに関連する諸施策について、連絡会議を随時開催し、関係府省が 緊密に連携して取り組む。	今後、継続的 に連携した取 組に努める。	関係府省
	様々な主体 とのパート ナーシップ やネットワ ーク構築	地球環境パートナーシッププラザ/環境パートナーシップオフィスの運 営 市民・N G O・事業者・行政等の各主体間のパートナーシップの形成促 進を図るため、国連大学と共同で東京・青山に設置。環境保全等に係る情 報の収集・提供、交流の場の提供、ネットワークの形成支援等を実施。	平成18年度 以降継続的に 実施	環境省
		地方環境パートナーシップオフィスの整備 地域における環境保全活動等に関する情報提供やN P O等の交流の場等の 拠点として、全国に地方版の「環境パートナーシッププラザ」を設置する。 平成17年度までに5カ所設置予定。	平成18年度 は2カ所設置 予定。	環境省
	コーディネ ート、プロデ ュースに関 する検討、人 づくり、組織 づくり	環境体験学習人材育成支援事業 大学等の教育機関及びN P O等民間団体の連携による一体的なかつ総合 的な環境体験活動の指導者等の育成方策等を検討する。	平成18年度 以降も継続的 に実施	環境省
国連持続可能な開発のための教育の10年促進事業 持続可能な開発のための教育(E S D)を推進させるため、環境保全、 経済発展、社会開発の3つの調和を図りつつ、様々な課題を統合した取組 について検討し、地域において実践を行う。この取組の中で、各地域にお いてE S Dを推進するためのコーディネート組織の設置を含めた取組を行		平成18年度 以降継続的に 実施	環境省	

		う。また、その成果等を取りまとめて、全国への普及を行う。		
(二) 能力開発、 人材育成	政府が行う 研修	環境調査研修所における環境教育研修 政府職員、地方公共団体職員等に対する環境教育研修において、E S D についても取り上げる。	平成18年度 以降継続的に 実施	環境省
	指導者育成、 指導者情報 の提供	環境保全のための教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修 都道府県教育委員会等の指導主事等を対象に、学校における環境教育に 関する全体計画の作成、外部人材の活用の在り方等について、必要な知識 を習得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行 われるようにする。	平成18年度 以降継続的に 実施	文部科学省
		環境教育指導者育成事業 学校教員及び活動実践リーダーを対象に基本的知識の習得と体験学習を 重視した研修(「環境教育リーダー研修基礎講座」)を行い、学校の児童生 徒や地域の人々に対する環境教育・環境学習の推進を図る。	平成18年度 以降継続的に 実施	文部科学省 環境省
		環境保全に係る人材認定等事業の登録 環境の保全に関する知識及び環境の保全に関する指導を行う能力を有す る人材を育成又は認定する人材認定等事業について、民間団体等が運営す るもので一定の基準を満たすものを登録し、環境保全活動等に活用を図る。	平成18年度 以降継続的に 実施	文部科学省 環境省 農林水産省 経済産業省 国土交通省
		環境カウンセラー活用推進事業 環境カウンセラーの登録事業に加え、その資質・能力の向上を図るため の研修の充実や情報提供等の支援等を通じて、環境カウンセラーの活動を 活性化することにより、環境カウンセラーの増加と地域における環境教育 活動等の環境保全活動の促進を図る。登録者総数(平成17年4月1日現	平成18年度 以降継続的に 実施	環境省

		在): 3,665 名		
		パークボランティア活動推進事業 自然解説、美化清掃、施設の維持管理等を行うボランティアを登録し、国立公園の保護管理業務に協力。	平成18年度以降継続的に実施	環境省
		自然環境学習指導者育成事業 自然公園のビジターセンター等の自然環境学習の拠点において自然解説を行う者を対象とした研修を実施。	平成18年度以降継続的に実施	環境省
		瀬戸内海環境保全普及活動推進 瀬戸内海の環境保全を推進する上で必要な地域における環境教育・環境学習、環境保全実践活動の中心となる指導者育成・人材養成のための研修等を実施。	平成18年度以降継続的に実施	環境省
		プロジェクト・ワイルド 国営公園では、豊かな自然環境や歴史的資源を活用した多様な環境学習プログラムを提供するとともに、野生生物をテーマとした環境教育プログラムである、「プロジェクト・ワイルド」を展開し、環境教育・環境学習の指導者の育成を支援している。	平成18年度以降継続的に実施	国土交通省
(ホ) 調査研究、 内容の発展	先進事例の 紹介、発表等	環境教育等担当者会議の開催 都道府県、政令指定都市等の環境教育等を担当している職員を対象に、政府の施策の紹介や全国の先進的な取組事例について情報提供等を行う。	平成18年度以降継続的に実施	環境省

	<p>水域環境総合保全事業</p> <p>漁業者等が漁場環境保全のために自主的に行う森づくり活動、河川環境保全や海浜清掃等の活動に関する情報を収集・提供することで、漁場環境保全に関する国民の理解の醸成と当該活動に参加する意欲を増進。</p>	平成18年度以降継続的に実施	農林水産省
	<p>世界子ども水フォーラム・フォローアップ大会の開催</p> <p>平成15年3月に開催された「第3回世界水フォーラム」の主要な分科会の一つとして「世界子ども水フォーラム」を受け、日本国内で子ども達自身の活動内容を高めるための情報交換の場として、世界子ども水フォーラム・フォローアップ大会を毎年開催している。</p>	平成18年度以降継続的に実施	国土交通省
プログラム開発	<p>環境教育推進のためのプログラム開発</p> <p>小・中・高等学校における環境教育についての実施状況の調査を行い、児童生徒の発達段階に応じて、社会科、理科、家庭科などの関係強化、道徳、特別活動、総合的な学習の時間も含めた環境教育推進のためのプログラム開発を行う。</p>	平成18年度以降継続的に実施	文部科学省
	<p>自然ふれあい体験学習等推進事業費</p> <p>自然環境学習に寄与する活動プログラムの開発等のための事業を実施。</p>	平成18年度以降継続的に実施	環境省
	<p>林業後継者活動支援事業</p> <p>森林・林業教育に関する年齢層に応じた体系的かつ標準的なプログラムの開発と普及を実施する。</p>	平成18年度以降継続的に実施	農林水産省
	<p>森林を活用した長期体験活動の推進方策に関する調査</p> <p>森林を活用した長期体験活動を促進するため、長期体験活動の実態を把握し、活動プログラムの開発や普及啓発を実施する。</p>	平成19年度までに作成	農林水産省

		<p>エネルギー教育調査普及事業</p> <p>地域特性を活かしたエネルギー教育の推進のための研究及び組織化を行う大学を応募・選定し、3年間に渡り支援する事業を実施する。</p>	平成18年度から実施	経済産業省
(へ) 情報通信技術の活用		<p>環境教育・環境学習データベース総合整備事業</p> <p>環境教育・環境学習に関する知識、場、教材、事例等にかかる情報を収集し、総合的なデータベースを構築。収集した情報は、インターネットにより提供し、環境教育・環境学習の促進を図る。 (URL: http://www.eeel.jp/index.html)</p>	平成18年度以降継続的に実施	文部科学省 環境省
		<p>インターネット自然研究所バージョンアップ事業</p> <p>インターネットを通じて、自然環境学習の素材としても利用できる国立公園のライブ映像や、我が国の世界自然遺産、絶滅の恐れがある野生生物等の情報を発信する情報システム「インターネット自然研究所」の運営等。 (URL: http://www.sizenken.biodic.go.jp)</p>	平成18年度以降継続的に実施	環境省
		<p>循環型社会形成情報提供事業</p> <p>循環型社会の形成に関する情報の発信をホームページ(Re-Style)により行い、国民、民間団体及び事業者等における活動のり・スタイル化を促進。 (URL: http://www.re-style.jp)</p>	平成18年度以降継続的に実施	環境省
		<p>ホームページや冊子等における環境教育の参考となる情報発信</p> <p>学校の先生や市民団体等が河川で総合学習、自然体験活動を行う際に参考となる「川で学ぼう」ホームページを開設するとともに、「水辺から学ぼう」など様々な冊子を作成し、総合学習に対応した川に関する様々な情報を発信している。 (URL: http://www.kawamanabi.jp)</p>	平成18年度以降継続的に実施	国土交通省

(3) 各主体に期待される取組

以下のような施策を推進し、ESDに関する各主体の取組を促進します。

項目	施策内容	実施時期	担当府省
(イ) 国民、家庭	家庭教育手帳の作成・配布 子育てのヒント集としての家庭教育手帳において、自然や環境を大事にする心を育てることなどを盛り込み、乳幼児等の子どもを持つ親に配布する。	平成18年度以降 継続的に実施	文部科学省
	地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業 経済界をはじめとする各界と連携しながら、テレビ・新聞・雑誌・ラジオなどを有機的に用いて、温暖化の危機的状況を伝えるとともに具体的な温暖化防止行動の実践を促す集中キャンペーンを実施し、国民一人ひとりの具体的な温室効果ガスの削減行動の結びつけ、ライフスタイル・ワークスタイルを変革する。	平成18年度以降 継続的に実施	環境省
	「環のくらし」普及啓発事業 地球温暖化対策推進大綱における国民各界各層の更なる地球温暖化防止活動を推進するため、若年層、壮年層への効率的な啓発を行うことによって、地球温暖化防止のライフスタイルの転換を推進。	平成18年度以降 継続的に実施	環境省
	我が家の環境大臣事業 環境にやさしい活動をすることを宣言する家庭を「エコファミリー」、その家庭の代表者を「我が家の環境大臣」として任命し、ウェブサイトを通じた情報提供、教材提供を行うとともに、レポート募集をして優秀なエコファミリーの取組に対して大臣表彰を行い全国へ優秀事例を広く紹介するなどして普及啓発を行う。	平成18年度以降 継続的に実施	環境省
	商品環境情報提供システムの運用 消費者が商品選択において、容易に製品個々の二酸化炭素排出量を把握できるよう、	平成18年度以降 継続的に実施	環境省

	ライフサイクルアセスメント手法を用いて、製品個々の二酸化炭素排出量を把握評価し、そのデータベースを構築し、インターネットを通じて情報提供する。		
	<p>ゴミゼロ型社会推進事業費</p> <p>廃棄物の発生抑制・再生利用の促進等への取組においては、国民一人一人に廃棄物処理に対する重要性の認識度によるところが多いことから、市民の参加を得て全国的な規模で普及啓発事業を展開することにより、ゴミゼロ型社会の形成を推進する。</p>	平成18年度以降 継続的に実施	環境省
	<p>全国星空継続観察（スターウォッチング・ネットワーク）</p> <p>星空を観察するという方法を通じて大気環境の状態を調査し、大気環境保全の重要性を多くの人々に考えてもらうもので、全国の地方公共団体、学校、市民グループ等の協力を得て実施。</p>	平成18年度以降 継続的に実施	環境省
	<p>食育推進基本計画の作成・推進</p> <p>食育基本法に基づき、2006年3月末を目途に食育推進基本計画を作成し、これを推進する予定。内閣府では、広報啓発活動を中心に食育推進運動を展開する。</p>	食育推進基本計画は平成18年度を初年度とする予定。	内閣府
	<p>日本の森を育てる木づかい推進緊急総合対策事業等</p> <p>地球温暖化防止に向けた木材利用推進の意義を普及するための木工教室の開催、NPO等と連携した地域材利用セミナーの開催等を実施する。</p>	平成18年度以降 継続的に実施	農林水産省
	<p>交通と環境に関する環境教育</p> <p>交通がもたらす環境への影響に関する理解と、環境負荷の小さい移動のために各個人がなし得ることの認識を深めるための事業を実施する。</p>	平成18年度以降 継続的に実施	国土交通省
(口) 学校	<p>「総合的な学習の時間」推進事業</p> <p>各学校における「総合的な学習の時間」の学習活動をより充実したものとするため、学校間の連携等について実践研究を行うモデル事業や、NPOとの連携の在り方に関する</p>	平成18年度以降 継続的に実施	文部科学省

<p>る調査研究，各学校が活用できる学習プログラムの開発などを行う。</p>		
<p>環境教育実践普及事業 環境教育実践モデル地域の指定、環境教育に関する実践発表大会等を通じて、環境教育に関する優れた実践を促しその成果の全国への普及を図る。</p>	<p>平成18年度以降 継続的に実施</p>	<p>文部科学省</p>
<p>豊かな体験活動推進事業 「体験活動推進地域・推進校」、「地域間交流推進校」、「長期宿泊体験推進校」を指定し、他校のモデルとなる体験活動に取り組むとともに、命の大切さを学ばせるのに有効な体験活動について調査研究を実施する。また、得られた実践成果をブロックごとに開催する協議会等を通じて広く全国に普及させる。</p>	<p>平成18年度以降 継続的に実施</p>	<p>文部科学省</p>
<p>環境教育指導資料の作成 学校における環境教育の異議と役割、学習指導要領における環境教育に関する内容の解説や指導の実践例等を掲載した環境教育推進のための教師用指導資料を作成。</p>	<p>平成18年度以降 継続的に実施</p>	<p>文部科学省</p>
<p>環境教育推進のための教材開発 社会科、理科、家庭科などの各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間など授業において活用できるような教材コンテンツを企画、開発し、インターネット上で提供する。</p>	<p>平成18年度以降 継続的に実施</p>	<p>文部科学省</p>
<p>エコスクールの整備推進に関するパイロット・モデル事業 環境への負荷が低い施設の整備を進めるため、経済産業省、農林水産省及び環境省と連携して、太陽光発電、木材利用、雨水利用など環境を考慮した学校施設（エコスクール）のモデル的整備を推進する。</p>	<p>平成18年度以降 継続的に実施</p>	<p>文部科学省 農林水産省 経済産業省 環境省</p>

<p>屋外教育環境施設の整備</p> <p>子ども達の最も身近にある学校の屋外空間を様々な体験活動の場として活用し、たくましく心豊かな子ども達の育成や積極的な学校開放を行うため、ビオトープ、屋上緑化、学習園、グラウンドの芝張りなど学校の屋外教育環境の充実を図る。</p>	<p>平成18年度以降 継続的に実施</p>	<p>文部科学省</p>
<p>環境に関する授業科目の実施状況調査</p> <p>大学における教育内容等の改革状況に関する調査の一環として、大学における環境に関する授業科目等の実施状況についての調査を実施する。</p>	<p>平成18年度以降 継続的に実施</p>	<p>文部科学省</p>
<p>学校エコ改修・環境教育モデル事業</p> <p>学校校舎におけるCO2排出削減のための改修等のハード整備と、これを活用した学校、地域での環境教育事業等のソフト事業を一体的に推進するモデル事業を実施する。</p>	<p>平成18年度以降 継続的に実施</p>	<p>環境省</p>
<p>地球温暖化問題に関する児童・生徒への効果的な環境教育実施事業</p> <p>児童・生徒が「習慣」として温暖化対策を実行できるよう「総合学習」「社会」「理科」「家庭科」など様々な分野で使用することが可能な教師向けの副読本を作成し、全国の小中学校に配布するとともに、副読本を有効に活用するため、モデル授業を提供するなど地球温暖化教育のサポート体制を整備する。</p>	<p>平成18年度以降 継続的に実施</p>	<p>環境省</p>
<p>元気な地域づくり交付金のうちグリーン・ツーリズムの振興</p> <p>農山漁村において、そば打ちやわらぞうり作りなどの体験を行う交流拠点施設等の整備を行う。</p>	<p>平成18年度以降 継続的に実施</p>	<p>農林水産省</p>
<p>新規就農等促進総合支援事業</p> <p>各地で取り組まれている農業・農村体験活動を将来的に定着させるための全国的な組織作りへの支援及び農業・農村体験学習の受入に関する情報提供等への支援を実施</p>	<p>平成18年度以降 継続的に実施</p>	<p>農林水産省</p>

<p>森林環境教育活動の条件整備促進対策事業 森林環境教育の普及啓発を推進するための全国シンポジウムの開催や学校林の整備や体験活動等を一体的に行うモデル学校林の設定を行う。</p>	<p>平成18年度以降 継続的に実施</p>	<p>農林水産省</p>
<p>作文コンクール 小学校4年生から6年生を対象に、自ら考え発表する機会を提供するため、暮らしとエネルギーの関係をテーマとした作文コンクールを開催する。</p>	<p>平成18年度以降 継続的に実施</p>	<p>経済産業省</p>
<p>エネルギー教育実践校の整備 エネルギー教育に積極的に取り組む小・中・高等学校を応募・選定し、3年間に渡り支援する事業を実施する。</p>	<p>平成18年度以降 継続的に実施</p>	<p>経済産業省</p>
<p>エネルギーに関する教職員等説明会事業 エネルギーに対する教師の理解を深めるとともに、学校現場でのエネルギー教育実践に結びつけるため、各種教育団体等の協力を得つつ、教師向けの研修会を開催する。</p>	<p>平成18年度以降 継続的に実施</p>	<p>経済産業省</p>
<p>小学生向け副読本の配布 環境問題の意義、住まいにおける省エネルギー等の工夫などをまとめた小学校の社会科学・家庭科・総合的な学習の時間のための副読本「環境にやさしい住まい」を小学校に配布する。</p>	<p>平成18年度に実施</p>	<p>国土交通省</p>
<p>海洋環境保全教室の開催 海洋環境保全思想の普及を図るため、幼稚園、小中学校において、環境紙芝居の上演、講話、簡易水質検査等を行う。</p>	<p>平成18年度以降 継続的に実施</p>	<p>国土交通省</p>

(八) 地域コミュニティ	(1)(ロ)に掲げられた施策を推進		
(二) NPO	「子どもゆめ基金」事業 独立行政法人国立オリンピック青年記念青少年総合センター（平成18年4月からは、独立行政法人国立青少年教育振興機構（仮称））に設置している「子どもゆめ基金」により、民間団体が実施する様々な子どもの体験活動等への支援を行う。	平成18年度以降 継続的に実施	文部科学省
	地球環境基金による民間活動助成事業 国の出資及び民間の拠出による独立行政法人環境再生保全機構の「地球環境基金」により、ESDの関する取組を行う民間活動を含む環境保全に係るNPO活動に対して活動資金を助成。平成16年度は、203団体 約738百万円を助成。	平成18年度以降 継続的に実施	環境省
	緑と水の森林基金 民間団体が実施する子どもの体験活動等について支援を行う。	平成18年度以降 継続的に実施	農林水産省
	河川整備基金 地方公共団体、各種法人、団体、小中高等学校などが実施する、河川・ダムなどへの国民の理解を深める活動や、河川を活かした環境教育活動などに対し、助成を行う。	平成18年度以降 継続的に実施	国土交通省
(ホ) 事業者、業界団体	環境に配慮した事業活動促進のための社会・市場評価基盤整備事業 環境配慮促進法に基づき、事業者が自らの環境負荷とその低減対策の状況等を取りまとめた環境報告書の作成・公表やその利用促進を図るため、シンポジウムや講習会等を実施。事業者においては、環境報告書等を通じて従業員の環境保全意識の向上を図るなど、社内教育に環境報告書等を活用。	平成18年度以降 継続的に実施	環境省
	エコアクション21推進事業 主として中小企業向けの環境マネジメントシステムであるエコアクション21を普及し、中小企業の事業における環境配慮に関する支援を行う。	平成18年度以降 継続的に実施	環境省

<p>企業の社会的責任（CSR）に基づく地域環境パートナーシップ促進事業 CSR活動が、地域の環境問題解決の重要な要素となっていることを踏まえ、CSRに基づき、NPOや地域社会とのパートナーシップで取り組む地域企業の取組を各地に普及するため、優秀事例の収集、表彰等を実施する。</p>	<p>平成18年度より実施</p>	<p>環境省</p>
<p>地域活動支援による国民参加の緑づくり推進事業 NPO等による森林づくり活動の企画立案等への支援など国民参加の緑づくり活動を推進することにより、企業、都市住民等を含む多様な主体の参加と連携による国民参加の森林づくりを推進する。</p>	<p>平成18年度以降継続的に実施</p>	<p>農林水産省</p>
<p>上下流連携いきいき流域プロジェクト 上下流の森林・林業関係者等による森林の保全・利用活動や森林環境教育活動を複数の流域が連携して効果的に推進する。</p>	<p>平成18年度より実施</p>	<p>農林水産省</p>
<p>環境経営人材育成事業 環境に配慮した企業経営を促進するため、環境コミュニケーションを含む環境実務に関する環境スキル標準等を開発し、公開・周知することで環境経営に関する人材育成の基盤を整備を支援する。</p>	<p>平成18年度以降継続的に実施</p>	<p>経済産業省</p>
<p>エコプロダクツ展の開催 エコプロダクツ（環境配慮型製品・サービス）を広く普及するため、環境総合展示会を開催。企業、行政、NGO/NPOなど多様な関係者が参加し、環境学習の機会を提供するなど環境への取り組みに関する情報交流を促進する。</p>	<p>平成18年度以降継続的に実施</p>	<p>経済産業省</p>
<p>社会・環境貢献緑地評価システム（SEGES） 緑の保全・創出活動による社会や環境への貢献度を評価・認定する社会・環境貢献緑地評価システム（SEGES）を普及・活用し、事業者の緑に関する積極的な取組を推進する。</p>	<p>平成18年度以降継続的に実施</p>	<p>国土交通省</p>

	<p>海洋環境保全講習会の開催</p> <p>海事・漁業関係者を対象として、油、有害液体物質等の排出防止及びビルジ等の適正処理、廃棄物及び廃船の適正処理、ゴミの投棄防止等について指導・啓発を行う。</p>	平成18年度以降 継続的に実施	国土交通省
(ヘ) マスメディア	<p>環境保全活動推進のための戦略的広報</p> <p>地球温暖化防止や3Rの推進のための普及啓発等について、マスメディアが情報を伝えやすくするためにマスメディアに対しても積極的に情報を提供する。</p>	平成18年度以降 継続的に実施	環境省
(ト) 教員訓練機関	<p>環境保全のための教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修</p> <p>都道府県教育委員会等の指導主事等を対象に、学校における環境教育に関する全体計画の作成、外部人材の活用の在り方等について、必要な知識を習得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。</p>	平成18年度以降 継続的に実施	文部科学省
(チ) 公民館、図書館、 青少年教育施設 等の社会教育施設	<p>社会教育活性化21世紀プラン</p> <p>社会教育施設を中核とし、環境問題をはじめとした地域の課題解決のための事業を実施するとともに、モデルプログラムの開発等を行い、社会教育の全国的な活性化を図る。</p>	平成18年度以降 継続的に実施	文部科学省
	<p>○国立青少年教育施設における指導者育成及び自然体験活動等の機会と場の提供</p> <p>国立青少年教育施設において、青少年の自然体験活動に関し、指導者の育成を行うとともに、立地条件や各施設の特色を生かした機会と場を提供する。</p>	平成18年度以降 継続的に実施	文部科学省
(リ) 地方公共団体	<p>グリーン購入への取組の推進</p> <p>グリーン購入の推進が遅れている地方公共団体に対し、グリーン購入に容易に取り組めるような簡潔なマニュアル等をまとめたガイドラインを作成し、組織的なグリーン購入への取組の普及・推進を図る。</p>	平成19年度までに作成	環境省

	<p>森林づくり交付金のうち森林の多様な利用・緑化の推進 森林環境教育など継続的な体験活動の場となる実習林や体験施設等の整備を行う。</p>	<p>平成18年度以降 継続的に実施</p>	<p>農林水産省</p>
	<p>都市公園における環境教育・環境学習の推進 利用者・地域・学校など一体となった環境教育・環境学習などの指導者や実践者の養成の場や機会を提供するとともに、それらのプログラムを実践する都市公園の整備を推進する。</p>	<p>平成18年度以降 継続的に実施</p>	<p>国土交通省</p>

(4) 国際協力の推進

以下の取組を通じて持続可能な開発に関する国際的な課題についての協力を推進します。

項目	施策内容	実施時期	担当府省
(イ) 国連関連機関等との連携・協力	日・UNDP パートナースシップ基金への拠出金 UNDP の重点活動分野の1つである「エネルギーと環境」分野における事業実施を日・UNDP パートナースシップ基金への拠出金を通じて支援する(当該分野における案件申請が UNDP からある場合、事業実施支援を検討する。)	平成 18 年度以降継続的に実施	外務省
	“Tunza” プログラム (UNEP) 若青年層の環境への参加拡大及び UNEP との協力関係の拡大のため、関連諸機関・団体のネットワーク拡大、会議開催、協定署名、出版物発行及びインターンの受入を実施。	平成 20 年度まで実施	外務省
	ユネスコ人的資源開発日本信託基金 開発途上国を中心に、貧困削減、環境保全、男女間の公平及び基礎教育の充実を目的としたプロジェクトを実施中。	平成 18 年度以降継続的に実施	外務省
	ユネスコ持続可能な開発のための教育信託基金 開発途上国を中心とした教材開発、コミュニティ・学校レベルでの活動等を支援するため、ユネスコに信託基金を拠出する。	平成 18 年度以降継続的に実施	文部科学省
	国連大学拠出金(持続可能な開発のための教育 10 年構想事業費) 「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」については、国連の頭脳部門というべき国連大学などが推進を行っているが、国連大学による地域の拠点づくり等の事業の実	平成 18 年度以降継続的に	環境省

	施に関する拠出金を拠出する。	実施	
(ロ) アジア地域を中心とした地域レベルの協力の推進	アジア協力対話(ACD)環境教育推進対話 ACD加盟国の政府関係者、NGO、国際機関関係者が参加し、環境教育に関する意見交換を行う。	平成18年度以降継続的に実施	外務省 環境省
	その他の国際会議における取組 ASEAN+3、日ASEAN協力、東アジア首脳会議(EAS)、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMU)、国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)等において、可能な限りESDの推進を提唱する等して、国際的な取組をリードする。	平成18年度以降の主要な会合において積極的な対応に努める。	外務省 関係府省
	日中韓環境協力推進費 日中韓三カ国における環境教育関係者によるワークショップ・シンポジウムの開催や共通の環境教育プログラムの作成等により、日中韓環境教育ネットワークの形成を推進。	平成18年度以降継続的に実施	環境省
	アジア防災センターを通じた地域防災協力の強化 持続可能な開発に防災の観点を盛り込むこと等を目標に掲げた国連防災世界会議「兵庫行動枠組」の具体化を図るため、防災教育の推進等アジア防災センターを通じた地域協力を推進する。	平成18年度以降継続的に実施	内閣府
(ハ) 開発途上国における	JICAを通じた人材育成 JICAを通じた専門家等の派遣、研修等を通じ、開発途上国において持続可能な開発を	平成18年度以降	外務省

人づくり等への支援	担う人材の育成を行う。	継続的に実施	
	一般プロジェクト無償資金協力 開発途上国の経済社会開発に寄与するために、途上国の人造り分野（教育・研究、訓練、医療・保健等）などのプロジェクトを支援する。	平成18年度以降継続的に実施	外務省
	留学生支援無償資金協力 開発途上国の社会・経済開発の企画・立案・実施に関わり、将来指導的役割を果たすことが期待される優秀な若手行政官等の人材育成事業	平成18年度以降継続的に実施	外務省
(二)各主体との連携、民間団体の取組の支援	草の根・人間の安全保障無償資金協力 途上国で活動している NGO 等が実施する人造り分野等のプロジェクトに対する資金援助を行う。	平成18年度以降継続的に実施	外務省
	日本 NGO 支援無償資金協力 開発途上国・地域で活動している日本の NGO が実施する草の根レベルに直接役立つ経済・社会開発協力事業に対し資金協力を行う。	平成18年度以降継続的に実施	外務省
	NGO 事業補助金 開発途上国・地域における経済社会開発プロジェクトに関連し、プロジェクトの企画、プロジェクト後の評価及び研修会や講習会等を実施する日本の NGO に対し、総事業費の2分の1、1,000万円を上限に精算払いにより補助金を交付する。	平成18年度以降継続的に実施	外務省
	NGO 支援関連事務費	平成18	外務省

	日本の NGO の能力の向上を図るため、NGO 相談員、NGO 専門調査員、NGO 研究会、海外 NGO との共同セミナー等の各事業を実施する。	年度以降継続的に実施	
	円借款 人材育成事業等を通じ、環境問題を含め途上国が抱える持続可能な開発のための問題解決を担う人材造り及び知識向上への支援を行う。	平成 18 年度以降継続的に実施	外務省
	地球環境基金による民間活動助成事業 国の出資及び民間の拠出による独立行政法人環境再生保全機構の「地球環境基金」により、E S D の関する取組を行う民間活動を含む環境保全に係る N P O 活動に対して活動資金を助成。平成 16 年度は、203 団体 約 738 百万円を助成。そのうち、国内民間団体による開発途上地域の環境保全活動は 58 件、海外民間団体による開発途上地域の環境保全活動は 7 件。	平成 18 年度以降継続的に実施	環境省
	緑の募金 民間団体が実施する森林の整備又は緑化の推進に係る国際協力について支援を行う。	平成 18 年度以降継続的に実施	農林水産省
(ホ) 国際社会への情報発信	各府省が国際社会への情報を発信する機会において、可能な限り E S D についても情報発信を行う。	平成 18 年度以降実施	関係府省